



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 農業振興地域の区域の変更（農政経済課） 1
- 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課） 1
- 公共測量の実施の終了の通知（農地農村整備課） 2
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課） 2
- 都市計画の変更（都市計画・モノレール課） 2

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出・3件（中小企業支援課） 3
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 4

選挙管理委員会事項

- 不在者投票を行うことができる施設の指定内容の変更 6
- 不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し 6
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数 6

告 示

沖縄県告示第193号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、昭和49年沖縄県告示第17号で指定した農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和6年4月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 変更した地域の名称 糸満農業振興地域
- 2 変更の内容 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画の変更に伴い、新たに市街化区域として定める地域に含まれる農業振興地域を糸満農業振興地域から除外する。
- 3 縮小の範囲 別紙平面図のとおり（「別紙平面図」は、省略し、沖縄県農林水産部農政経済課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第194号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、前原地区県営土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和6年4月22日から同年5月22日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る計画（以下「計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、計画の決定については、上記の審査請求のほか、計画の決定があったこと（審査請求をした場合

にあつては、当該審査請求に対する裁決があつたこと)を知つた日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第195号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、石垣島土地改良区理事長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和6年4月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 石垣市字大川地内(大川第1地区)
- 2 公共測量を実施した期間 令和5年12月27日から令和6年3月15日まで
- 3 作業種類 公共測量(基準点測量)

沖縄県告示第196号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例(平成18年沖縄県条例第72号)第12条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

令和6年4月19日

沖縄県文化観光スポーツ部長 諸 見 里 真

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 令和6年4月2日から同年5月6日まで
- 4 観覧料の額
自主事業企画展「アートと虫の美しい世界」

区分		観覧料の額(1人につき)	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	800円	640円
	大学生及び高校生	600円	480円
	中学生及び小学生	300円	240円
	小人	100円	80円

- 備考
- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」、「中学生及び小学生」及び「小人」のいずれにも該当しない者(3歳未満の者を除く。)をいう。
 - 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
 - 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
 - 4 「小人」とは、3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
 - 5 「団体の場合」とは、20人以上の団体の観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第197号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画区域区分を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 真栄里地区、板良敷沿岸線沿道地区

- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 糸満市及び与那原町
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和6年4月19日から同年8月19日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済産業部商工振興課において縦覧に供する。

令和6年4月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 タウンプラザかねひでよかつ阿麻和利市場 うるま市与那城西原57番1ほか26筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀商事株式会社 西原町字小那覇494番地1 代表取締役 知念三也
- 3 届出年月日 令和6年2月29日
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
変更前 タウンプラザかねひで与勝市場
変更後 タウンプラザかねひでよかつ阿麻和利市場
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 中地健
変更後 知念三也
 - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 次の表のとおり
変更後 次の表のとおり
(「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済産業部商工振興課において縦覧に供する。)
- 5 変更の年月日 令和6年3月1日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和6年4月19日から同年8月19日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び今帰仁村経済課において縦覧に供する。

令和6年4月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 東部今帰仁モール 今帰仁村字平敷山出原282番地ほか4筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 東部開発株式会社 沖縄市知花六丁目11番40号 代表取締役 仲宗根勉
- 3 届出年月日 令和6年2月29日
- 4 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 変更前 次の表の通り
 変更後 次の表の通り
 (「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び今帰仁村経済課において縦覧に供する。)
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 変更前 午前9時から翌日の午前零時まで
 変更後 午前6時から翌日の午前零時まで
- 5 変更する年月日 令和6年3月1日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和6年4月19日から同年8月19日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済産業部商工振興課において縦覧に供する。

令和6年4月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 タウンプラザかねひでよかつ阿麻和利市場 うるま市与那城西原57
 1番1ほか26筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀商事株式会社 西原町字小那覇
 494番地1 代表取締役 知念三也
- 3 届出年月日 令和6年2月29日
- 4 変更しようとする事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 変更前 次の表の通り
 変更後 次の表の通り
 (「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済産業部商工振興課において縦覧に供する。)
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 変更前 午前8時から翌日の午前零時まで
 変更後 午前6時から翌日の午前零時まで
- 5 変更する年月日 令和6年3月1日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和6年4月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和5年11月20日
 (2) 商号名 有限会社崎山ブロック興業

- (3) 代表者名 崎山洋子
 - (4) 所在地 浦添市牧港五丁目20番24号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-4) 第10289号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和5年11月20日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 令和5年11月21日
 - (2) 商号名 株式会社明新建設
 - (3) 代表者名 新里美保
 - (4) 所在地 宮古島市平良字西仲宗根563番地8・2F
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-5) 第7055号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業、管工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和5年11月21日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業、管工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和5年11月27日
 - (2) 商号名 株式会社ナカイチ
 - (3) 代表者名 中村一樹
 - (4) 所在地 宜野湾市真栄原一丁目2番11号新垣ビル1F
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-5) 第12349号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和5年11月27日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和5年11月28日
 - (2) 商号名 瀬長工業所
 - (3) 代表者名 瀬長光雄
 - (4) 所在地 豊見城市字我那覇602番地1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2) 第5268号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和5年11月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和5年11月29日
 - (2) 商号名 ナカンヌ興業株式会社
 - (3) 代表者名 石川誠司
 - (4) 所在地 うるま市石川赤崎一丁目4番8号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-5) 第12317号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和5年11月29日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和5年12月1日
 - (2) 商号名 伸筋鉄筋工業
 - (3) 代表者名 伸筋實
 - (4) 所在地 北谷町字宮城1番地510
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2) 第11776号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和5年12月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和5年12月14日
 - (2) 商号名 株式会社琉創建

- (3) 代表者名 大原大悟
- (4) 所在地 うるま市石川2240番地ビューデラコリーナ103号室
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3)第14590号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和5年12月14日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として、次のとおり指定の変更があった。

令和6年4月19日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	変更年月日
(新) 社会医療法人仁愛会浦添総合病院 (旧) 医療法人仁愛会浦添総合病院	浦添市伊祖四丁目16番1号	平成21年10月1日
社会医療法人仁愛会浦添総合病院	(新) 浦添市前田一丁目56番1号 (旧) 浦添市伊祖四丁目16番1号	令和5年12月1日

沖縄県選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として、次のとおり指定を取り消した。

令和6年4月19日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	取消年月日
特別養護老人ホーム愛の村	北中城村字島袋1393番地	令和6年3月15日

沖縄県選挙管理委員会告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

なお、令和6年沖縄県選挙管理委員会告示第1号は、廃止する。

令和6年4月19日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,526
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を

超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 247,035

3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3分の1の数
名護市選挙区	16,933
うるま市選挙区	33,223
沖縄市選挙区	37,444
宜野湾市選挙区	26,293
浦添市選挙区	30,484
那覇市・南部離島選挙区	88,551
豊見城市選挙区	16,981
島尻・南城市選挙区	36,041
糸満市選挙区	16,188
宮古島市選挙区	15,372
石垣市選挙区	14,890
国頭郡選挙区	17,988
中頭郡選挙区	41,708

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4</p>
---	---